

Q1 医療法改正により、医療法人の自己資本比率20%基準が廃止されるなど医療法人の資産要件の見直しがされたと聞きましたが、具体的にどのように変わったのですか。

A

ポイント

- (1) 医療法人の資産要件について、従来の、自己資本比率20%基準が廃止され、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うため必要な施設、設備、又は資金を有しなければならない、とされました。
- (2) 施設設備については、医療法人所有が望ましいが、賃貸でも長期間確実であればよく、第三者からの場合は土地、建物の賃貸借登記をすることが望ましい。
- (3) また、土地、建物の賃貸料が著しく高額なものは、剰余金配当の禁止規定に抵触するおそれがあるので留意されたいとしています。

1. 医療法改正による資産要件の見直し

① 医療法では、第41条第1項において、「医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。」と規定されています。

今回の医療法改正でこの規定には改正はありませんが、医療法施行規則第30条の34が次のように改められ、平成19年4月1日以後、病院や介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率20%以上基準は廃止されました。

改正前の規則第30条の34

【医療法人の自己資本額】

病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の100分の20に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りではない。 2省略

改正後の規則第30条の34

【医療法人の資産】

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うため必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

② これまで、病院や診療所、介護老人保健施設を開設する医療法人については、法人の安定性及び継続性の確保を図る観点から、資産総額の20%（特別医療法人は30%）に相当する額以上の自己資本を有しなければならないとされてきました。この自己資本比率20%以上基準は、設立時だけでなく、医療法人の設立後においても常時保持することが必要と解釈されていました。

なお、この自己資本比率20%以上基準は、診療所のみを開設する医療法人については適用がないこととされていました。

2. 資産要件見直し後の医療法人運営の留意点

- ① 資産要件の見直しに関して、平成19年4月1日以後に医療法人を運営する場合の留意点が平成19年3月30日に発せられた厚生労働省医政局長通知「医療法人制度について」の中で次のように記述されています。

【厚生労働省医政局長通知「医療法人制度について」から抜粋】

6 医療法人の資産要件の見直しについて

(1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。

(2) 医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には、その設立を認可して差し支えないこと。

ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合に、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。また、借地借家法に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する対抗要件を具備した場合は、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めても差し支えないこと。

なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第54条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。

(3) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは望ましくないこと。

なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を有していることが望ましいこと。

(4) 医療法人の設立に際して、現物拠出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得又は拡充のために生じた負債は、当該医療法人の負債として取り扱って差し支えないこと。ただし、負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人の負債として認めることは適当ではないので、設立の認可に当たっては十分留意されたいこと。

- ② 賃貸借契約による場合の長期間について、従来10年以上の期間が必要と指導されてきましたが、この考えが見直され、平成19年4月1日以後は、長期間確実であればよいとされました。

そうなりますと、この長期間確実の具体的な解釈は、賃貸借契約の実情に応じて判断されることになると考えられます。また、運営管理指導要綱には、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいとしています。

- ③ なお、同要綱には、医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うことになるため、特別代理人を選任することとしており、土地、建物の賃貸借や売買をする場合には特別代理人の選任が必要となります。

- ④ 賃貸の場合の土地、建物の賃貸料については、実務上、剰余金の配当禁止規定に抵触しないよう、税務上の取扱いなども参考に、近隣の取引事例を調査し妥当な賃貸料を決定することになると考えられます。

Q2 サラリーマンにとって気になる年末調整の時期が近づいてきましたが、前年と比べて変わった点、および現在の所得控除の種類とその概要を教えてください。

A

ポイント

- (1) 今年は定率減税が廃止され、また国税から地方税への税源移譲により所得税の税率構造が5%～40%の6段階になりましたが、それらは源泉段階で織り込み済みです。
- (2) 所得控除の改正点は、損害保険料控除が改組されて地震保険料控除になったことと、寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額の40%に引き上げられたことです。
したがって、従来の短期、掛捨ての上限3千円の損害保険料控除は無くなりました。

1. 年末調整で前年と変わった所得控除

(1) 損害保険料控除が最高5万円の地震保険料控除に改組された

- ① 損害保険料控除が改組され、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合には、その金額の合計額（最高5万円）を地震保険料控除として総所得金額等から控除することとされました。
- ② 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除（最高1万5千円）が適用されます（①とともに適用する場合には、控除額は合わせて最高5万円とされます）。
長期損害保険契約等とは、保険期間等が10年以上で満期返戻金の特約のあるものです。

(2) 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の40%に引上げ（改正前：30%）

2. 現在の所得控除の種類とその内容

種類	内容	控除額	
		所得税	住民税
雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害（詐欺は非該当）	（損失額－所得の10%） （損失額のうち災害関連支出額）－5万円	いずれか多い額
医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	支払医療費－（医療費を補填する金額）－（10万円か所得の5%のいずれか少ない額）（最高200万円）	
社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額（国民年金保険料等の支払証明書の添付等が必要）	
小規模企業共済等掛金控除	中小企業基盤整備機構に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者共済掛金、確定拠出年金掛金	全額（証明書の添付が必要）	
生命保険	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高5万円（証明書の添付が必要）	最高3.5万円

料控除	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高5万円（証明書の添付が必要）	最高 3.5万円
地震保険料控除	居住用の家屋、動産にかけた地震保険料（平成18年12月31日までに締結した保険期間10年以上で満期返戻金のある損害保険料を含む）	最高5万円（証明書の添付が必要）	最高 2.5万円 （平成20年度より）
寄付金控除	特定寄付金を支払ったとき。ただし、住民税では、自治体、共同募金などに限る	特定寄付金の支払額 所得の40%（住民税は25%）	いずれか少ない額 いずれ10か少ない額
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	1人につき 27万円 特別障害者 40万円	26万円 30万円
寡婦控除	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円	26万円
	夫と死別・離婚して、かつ所得が500万円以下で子を扶養している人	35万円	30万円
寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
配偶者控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき （70歳以上…昭和13.1.1以前生れ）	一般控除対象配偶者 38万円	33万円
		“（同居特別障害者） 73万円	56万円
		老人控除対象配偶者（70歳以上） 48万円	38万円
		“（同居特別障害者） 83万円	61万円
配偶者特別控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき	最高38万円	最高 33万円
扶養控除	親族の所得が一定金額以下のとき （16歳以上23歳未満…昭和60.1.2から平成4.1.1まで生まれ） （70歳以上…昭和13.1.1以前生まれ）	一般扶養親族 38万円	33万円
		“（同居特別障害者） 73万円	56万円
		特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満） 63万円	45万円
		“（同居特別障害者） 98万円	68万円
		老人扶養親族（70歳以上） 48万円	38万円
		“（同居特別障害者） 83万円	61万円
		同居老親（70歳以上） 58万円	45万円
“（同居特別障害者） 93万円	68万円		
基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

※ サラリーマンの場合、雑損控除、医療費控除、寄付金控除の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。